

2017年10月12日

各位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

グリーンボンド発行について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループ CEO: 國部 毅)は、2017年10月11日に、以下の通り海外市場において、ユーロ建てのグリーンボンドを発行しました。

本起債は、2015年10月20日に発行した米ドル建ての三井住友銀行によるグリーンボンド発行に続き、2回目のグリーンボンド発行となります。

また、International Capital Market Association (ICMA) の「The Green Bond Principles 2017」(1) に準拠するだけでなく、本邦発行体として初めて環境省の「グリーンボンドガイドライン 2017年版」(2) にも準拠したグリーンボンドとなっております。

当社では、事業を遂行する中で、1.お客さま、2.株主・市場、3.社会・環境、4.従業員により高い価値を提供する事を通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくことが企業の社会的責任(CSR)と考えております。特に「環境」については、これまでの環境配慮評価融資や国内外の再生可能エネルギー等のプロジェクトファイナンスに加え、グリーンボンド発行を通じて、環境ビジネスの推進・環境リスクへの対応・環境負荷軽減に一層貢献してまいります。

【発行概要】

発行体	: 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
通貨	: ユーロ建て
発行金額	: 5億ユーロ
発行日	: 2017年10月11日
期間	: 7年
資金使途	: 再生可能エネルギーおよび省エネルギー事業等の一定の要件を満たす事業に対するファイナンス
金利	: 0.934%
主幹事	: メリルリンチ・インターナショナル クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク SMBC 日興キャピタル・マーケット

(1)「The Green Bond Principles 2017」について

金融業界団体の国際資本市場協会 (ICMA: International Capital Market Association) が規定するグリーンボンド発行過程に関する指針。調達資金使途・対象事業プロジェクトの評価選定手順・調達資金管理・報告の4原則から成っているもの。

(2)「グリーンボンドガイドライン 2017年版」について

国内におけるグリーンボンドの普及のため、市場関係の実務担当者向けに、2017年3月に環境省が策定したガイドライン。ICMAのグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、グリーンボンドに期待される事項の解釈や具体的対応例等を示しているもの。

以 上

この文書は、当社が証券の発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本社債について、日本国内における募集または売出しは行われません。この文書は、米国およびそれ以外の国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。本社債については、米国において米国証券法に基づく登録は行われておらず、その他の国でも公募の為に登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。